

発表題目 総称文とセクシャルハラスメント

氏名(氏名のアルファベット表記) 和泉悠 (Yu Izumi)

所属 南山大学

本文 以下の(1)のような発言に対して、われわれの多くは何らかの形で否定的に反応する。このような発言は不適切だと感じるかもしれないし、有害だと判断するかもしれない。あるいは明らかに非倫理的・不道德だと厳しく発言者を非難するかもしれない。「何らかの意味で害悪を持つ、あるいは不当・不適切だ」という述定を「不当だ」と省略すると、(1)を用いた発言の多くは不当だ、と述べることができる。

(1) a. すべての女性はスカートを履くべきだ。

b. すべての男性は稼ぎ頭であるべきだ。

一方、(2)に対しては同じような反応が得られない。そもそも、一見すると例えば(2a)は真であるようにも思われる。実際にスカートを履く女性が存在するため、(2a)が十分に検証されているように感じられるからだ。

(2) a. 女性はスカートを履く。

b. 男性は稼ぎ頭だ。

本稿では、こうした義務様相が含まれた(1)といわゆる「総称文 generics」である(2)の対比は、道徳的には無意味な対比であり、(2)を用いた典型的な発話は(1)を用いたそれと少なくとも同じだけ不当であり、批判されるべきだと主張する。つまり、(1)のような発言が批判されるべきならば(2)もそうであり、(2)は(1)よりもさらに質が悪い可能性も排除しない。

この主張を擁護するために、次のように議論を進める。第一に、(1)のような文がどのような不当な内容を表現しているのか、Angelika Kratzer による義務様相の標準的意味論を基に概観する。環境型ハラスメントの概念を前提とすると、(1)を用いた発言の多くは、ハラスメントを少なくとも間接的に助長すると考えられる。第二に、(2)のような総称文の基本的性質を解説しながら、その使用が曖昧な言説を生じさせることを指摘する。第三に、総称文の代表的な意味論的分析が、(2)の不当性を含意すると主張する。本稿では、Nicholas Asher と Michael Morreau による様相分析と、Sara-Jane Leslie の認知的デフォルトとしての総称文分析を紹介し、どちらを採用しても(2)が不当な内容を表現することを示す。最後に結論として、総称文の使用を抑制し、曖昧性を排した量化あるいは単称的表現を使用して議論を行うことを提案する。